

令和2年4月21日

事業者の皆様へ

三宅村 企画財政課

「新型コロナウイルス感染防止」に伴う作業従事者の健康管理について

### 記

三宅村では、国の緊急事態宣言を受け、村民の健康・安全を守るため、不要不急の来島の自粛をお願いしております。

現在、島内において感染者は確認されておりませんが、島内に診療所は一つしかなく、医療体制・人員も限られております。

島内のインフラ維持等に係る来島は、来島自粛要請の対象から外れておりますが、島内への感染防止のため、来島前からの体温チェック等の健康管理を行い、症状がみられる、又は体調が優れない場合は来島を控える様、お願いいたします。

また、施工中の工事の現場等においても、引き続き、作業従事者の日々の健康管理を実施していただくとともに、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液設置等による消毒管理、マスクの着用、「密閉空間」・「密集場所」「密接場面」の「三密」を避ける等、感染防止に努めていただきますよう、宜しくお願いいたします。